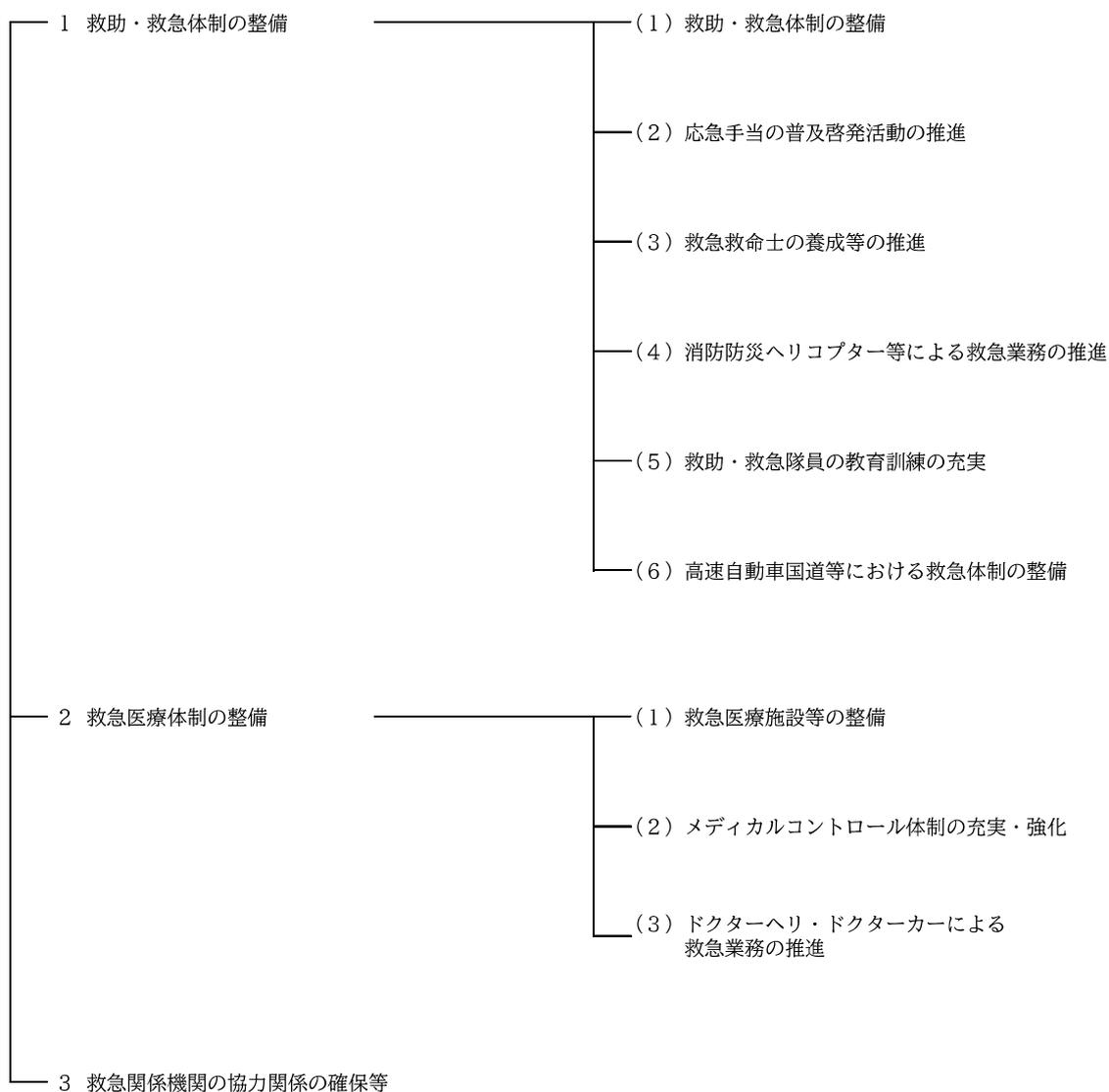


第6章 救助・救急活動の充実

《施策の体系》



第6章 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急・救助体制及び救急医療体制の整備を図ります。

特に、負傷者の救命率・救急効果の一層の向上を図る観点から、救急現場または搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進します。

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

複雑・多様化する交通事故への救助活動を迅速・的確に行えるように、消防機関の救助体制の充実を促進します。

また、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、埼玉県特別機動援助隊（消防機関、埼玉 DMAT 及び防災航空隊から編成される（愛称:埼玉 SMART（スマート））の充実、資機材の整備を図ります。

(2) 応急手当の普及啓発活動の推進

関係機関	県危機管理防災部、県保健医療部、県教育局、県警察本部
------	----------------------------

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた県民（バイスタンダー）による適切な応急手当が必要です。

そのため、自動体外式除細動器（以下、「AED (Automated External Defibrillator)」という。）の使用も含めた応急手当講習会の推進を図るとともに、インターネットを活用して県民に AED の設置情報を提供します。

また、自動車教習所における教習、免許取得時講習及び運転免許センター等における更新時講習等において、応急救護処置に関する知識の普及に努めます。加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED の取扱いを含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校、高等学校の保健体育科において

も、止血法や包帯法、心肺蘇生法（AEDの使用を含む）等の応急手当について指導の充実を図ります。さらには、自動車事故の負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及の観点から、自動車事故救急法講習の確実な実施を図ります。

(3) 救急救命士の養成等の推進

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管等の特定行為（医師の具体的指示のもとに実施する救急救命処置）が実施できる救急救命士の育成を図ります。

(4) 防災ヘリコプター等による救急業務の推進

関係機関	県危機管理防災部、県保健医療部、県警察本部
------	-----------------------

ヘリコプターは、事故の状況把握、陸路搬送では時間を要する負傷者の救急搬送等に有効であることから、引き続き防災ヘリコプターを効果的に活用します。また、医療機関や消防機関の協力を得て、医師等の同乗する救急事案においても防災ヘリコプターを活用します。

また、県警察ヘリコプターについても、事故の状況把握等の支援活動において積極的に活用します。

(5) 救助・救急隊員の教育訓練の充実

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救急隊員及び救助隊員の養成と知識・技術等の向上を図るため、県消防学校における教育訓練を引き続き実施します。

(6) 高速自動車国道等における救急体制の整備

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

関係市町村・消防本部と東日本高速道路株式会社が相互に連携、協力し、高速自動車国道における救急体制の充実を図ります。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療施設等の整備

関係機関	県保健医療部
------	--------

交通事故により入院治療を必要とする重症救急患者の診療を確保するため、第二次救急医療圏を単位とした病院群輪番制等により第二次救急医療体制の整備を図るとともに、重篤な救急患者を受け入れるための第三次救急医療体制として、複数科にまたがる診療機能を有する24時間体制の救命救急センターの整備を進めます。

(2) メディカルコントロール体制の充実・強化

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

救急現場において、救急隊員が常時、医師から指示を得られる体制を確保するとともに、医学的観点からの救急活動の事後検証や、救急救命士を含む救急隊員の再教育など、メディカルコントロール体制の充実・強化を進めることにより、救急活動の質の向上を図ります。

(3) ドクターヘリ・ドクターカーによる救急業務の推進

関係機関	県保健医療部
------	--------

交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリ・ドクターカーの積極的な活用を推進します。

3 救急関係機関の協力関係の確保等

関係機関	県危機管理防災部
------	----------

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」などにより、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。